

第5次 日向東臼杵広域連合 広域計画 (案)

計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度



日向東臼杵広域連合

～ も く じ ～

計画策定にあたって	1
1 広域計画の期間及び改定に関する事	3
2 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事	3
3 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事	6
4 火葬場の設置、管理及び運営に関する事	8
●資料編	
○ 根拠法令等	1 2
○ 日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会設置規程	1 3
○ 策定体制	1 4
○ 策定経過	1 4
○ 日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会委員名簿	1 5

計画策定にあたって

平成 13（2001）年 4 月、日向市、東臼杵南部の旧 1 市 2 町 5 村は、圏域の共通する課題に対応していくため、「日向地区衛生施設組合」を発展的に解散し、「日向東臼杵南部広域連合」を設立しました。

平成 17（2005）年 4 月には、建替えを進めていた「日向地区斎場東郷霊苑」（以下「東郷霊苑」という。）の供用を開始し、また、平成 18（2006）年 2 月に、し尿処理施設の事務を日向市に承継するなどし、平成 18（2006）年度からは、最終処分場、火葬場及びごみ処理施設の設置及び管理運営の 3 つの事務を行っています。

平成 26（2014）年 4 月に、名称を「日向東臼杵広域連合」とし、現在は、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の 1 市 2 町 2 村（以下「関係市町村」という。）で構成されています。

1. 計画策定の趣旨

本計画は、広域連合が総合的かつ計画的に施策を実施するため、地方自治法第 291 条の 7 にその作成が義務付けられています。

計画に記載する項目については、日向東臼杵広域連合規約第 5 条で定めています。

2. 計画の基本方針

「日向東臼杵広域連合広域計画」（計画期間：平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）が、令和 2（2020）年度をもって計画期間満了となることから、これまで 5 年間の事務事業を検証し、現行計画を見直します。

広域連合は、圏域住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び住民福祉の増進を図るた

め、以下のことを目指します。

1. 安全で安定した施設の管理・運営
2. 事務事業の効率化・公平化
3. 住民サービスの向上
4. 関係市町村や関係機関・団体との連携の充実

1 広域計画の期間及び改定に関すること

広域計画の期間は、原則として、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とし、その後は、5年間を単位に、計画期間の満了前に見直しを行います。

ただし、事務事業の追加等変更の必要が生じた場合は、議会の議決を経て改定するものとします。

2 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること

【経緯】

一般可燃ごみ焼却処理施設である現在の清掃センターは、平成3（1991）年3月に日向市、門川町及び旧東郷町で組織する日向地区衛生施設組合において設置され、平成12（2000）年4月からは旧南郷村、旧北郷村、諸塚村も同組合に加入し、平成13（2001）年4月1日から、本広域連合が事務を承継しています。

また、平成19（2007）年度には、単独処理を行っていた美郷町旧西郷区及び椎葉村が本事務に加入し、圏域内における共同処理体制が整いました。

施設の管理運営については、平成11（1999）年4月からダイオキシン類削減対策として24時間完全連続運転を実施し、運転管理業務は民間に委託しています。

また、平成12（2000）、13（2001）年度に、排ガス高度処理施設、灰固化処理施設の新設を含めた基幹的施設整備事業を行い、公害防止機能の向上を図っています。

平成20（2008）年度には、安全で安定した処理能力を確保しながら施設の延命化を図るなどの目的で、「焼却処理施設延命化長期計画書」（計画期間：平成21（2009）年度～30（2018）年度）を策定しました。

平成22（2010）年度に、国の循環型社会形成推進交付金制度が創設されたことから、同制度を活用し施設の基幹的設備改良事業を行うこととなり、「循環型社会形成推進地域計画」と「長寿命化計画書」（計画期間：平成22（2010）年度～35（2023）年度）を策定しました。

これにより、平成22（2010）年度から26（2014）年度にかけて、清掃センターの主要設備である燃焼設備、排ガス処理設備などの基幹的設備改良工事を行いました。

また、平成22（2010）年度に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間：平成22（2010）年度～36（2024）年度）を、ごみ処理の状況の変化に対応するため、平成26（2014）年度と令和元（2019）年度に見直しを行いました。

平成29（2017）年度には、大規模な災害等により発生した災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理の推進を図るとともに、住民の生活環境を確保し、速やかに復旧・復興をしていくことを目的とする「日向東臼杵広域連合災害廃棄物処理計画」を策定しました。

【現状と課題】

清掃センターは、供用開始以来 30 年が経過し、設備機器の老朽化が進んでいるため、計画的に整備を実施し、公害対策に十分配慮しながら、より効率的に、安全で安定したごみ処理を行い、更なる施設の延命化を図る必要があります。

ごみ焼却量の推移は、緩やかな減少傾向にありましたが、平成 30（2018）年度からは 2 年連続で増加に転じています。

関係市町村は、地理的条件、財政事情、人口、産業構造、生活様式等の異なる条件を考慮しながら、より効率的なごみ処理を行うために、資源物対象品目の拡大、適正な分別を推進する啓発活動等を行い、資源物量、資源物回収率の向上やごみの分別方法の統一を図り、循環型社会に対応した更なるごみ減量化に取り組む必要があります。

○ごみ焼却量の推移

(単位：t)

年度 区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
日向市	16,539	16,012	15,939	16,807	16,890
門川町	5,102	5,122	5,173	5,201	5,206
美郷町	832	798	807	844	898
諸塚村	216	211	187	185	191
椎葉村	377	360	354	369	374
合 計	23,066	22,503	22,460	23,406	23,559

○施設の概要

所在地	日向市大字富高 2192 番地
供用開始	平成 3（1991）年 4 月
処理能力	160 t / 24 h（80 t / 24 h × 2 基）
処理方式	全連続燃焼式焼却

【施策の展開】

(1) 施設の管理・運営

清掃センターの適正な管理・運営による安定した処理を行うとともに、ダイオキシン類等の低減や温室効果ガスの排出削減等の環境負荷の低減対策に取り組みます。

また、宮崎県ごみ処理広域化計画や関係市町村の一般廃棄物処理計画などと整合性のとれた処理体制の構築に努めます。

(2) 施設の延命化の推進

清掃センターの長寿命化計画を適宜見直し、計画的に施設整備や保守点検を行っていくとともに、現在の延命化の目標年度である令和5（2023）年度までに、交付金事業等を活用した更なる延命化策を立案します。

(3) 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理に関しては、国の災害廃棄物処理対策指針、県の災害廃棄物処理計画及び関係市町村の計画内容と整合性を図りつつ、平成29（2017）年度に策定した「日向東臼杵広域連合災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模な地震や水害等の災害が発生した場合には、迅速かつ適正な処理に取り組むとともに、住民の生活環境を確保するため、速やかに復旧・復興を行うように努めます。

(4) 情報の公開

清掃センターのごみ焼却量、灰搬出量、ごみの組成分析結果、排ガス測定結果等の維持管理に関する情報については、広域連合のホームページ等により適切に情報公開を行います。

(5) 関係機関との連携

国・県、関係市町村、日向入郷地区4R推進協議会などの関係機関と連携し、情報の共有化を図り、ごみの減量化対策、リサイクルの推進などの施策にも積極的に協力していきます。

また、清掃センター周辺地域の環境保全対策については、施設所在地の日向市と協力して対応していきます。

(6) 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルスに関する対策については、令和2（2020）年度に作成した「新型コロナウイルス・新型コロナウイルス等の感染症の発生時におけるごみ処理施設及び斎場施設運営管理事業継続計画」に基づき、適切に対応していきます。

また、国・県からの情報を把握しながら、適宜見直しを行います。

3 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること

【経緯】

平成 11（1999）年 2 月、日向市を除く関係旧 7 町村（以下「旧 7 町村」という。）は、広域一般廃棄物最終処分場（以下「広域最終処分場」という。）を共同で設置することに合意し、「宮崎県ごみ処理広域化計画」において、旧 7 町村が共同で管理型最終処分場を整備することが明記されました。

その後、「宮崎県日向・入郷地区ごみ対策協議会」（以下「ごみ対策協議会」という。）において、広域最終処分場を門川町内に整備することが承認され、平成 12（2000）年 4 月に設置された「東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会」が主体となり、基本計画の策定や建設予定地の周辺住民に対する説明会等が行われました。

平成 13（2001）年 4 月 1 日からは、広域連合が運営主体としてその事務を承継し、平成 14（2002）、15（2003）年度に施設整備基本計画の策定及び生活環境影響調査を実施しましたが、調査の結果、用地の不足が生じること等が判明し、計画の見直しが必要となりました。

また、平成 16（2004）年 7 月のごみ対策協議会において、ごみの減量化と循環型社会の構築への取組を早急に推進するために、広域最終処分場整備より日向市を含む広域のリサイクルプラザ計画を優先させることが決議され、広域最終処分場整備計画は一時保留されることとなりました。

その後、平成 23（2011）年 5 月に「広域最終処分場建設推進協議会」を設立し、建設候補地の選定等について数年にわたり検討を行い、門川町内に建設予定候補地を選定することができました。

なお、旧候補地であった門川町栄ヶ丘の土地は、地滑り箇所があることや必要な用地の確保が困難であることから、平成 26（2014）年 5 月開催の正副連合長会議において候補地から除外されることが正式に決定され、同年 11 月に関係地区住民を対象とする説明会を開催し、その報告を行いました。

また、日向市を除く関係町村 2 町 2 村（以下「2 町 2 村」という。）の不燃残渣の処理について、2 町 2 村が日向市に対して平成 17（2005）年度から日向市一般廃棄物最終処分場（以下「日向市最終処分場」という。）の共同利用の申入れを行っており、平成 25（2013）年 4 月 1 日から 2 町 2 村の不燃物残渣の受入が開始され、日向市最終処分場が実質的に広域的施設となりました。そのため、次期広域最終処分場については、日向市最終処分場の埋立て終了年を考慮しながら、関係市町村の共同処理となる施設を整備することとしています。

平成 27（2015）年 1 月からは、建設予定候補地の現地調査及び土地所有者に対し譲渡の意向把握等を行う他、宮崎県循環社会推進課との協議を重ねてきました。

令和元（2019）年度に将来の買収を見据えた事前協議を土地所有者と行いましたが、最終的に土地所有者に譲渡意向はなく、予定候補地としては断念することになりました。

【現状と課題】

現在、圏域の市町村から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの処理残渣は、日向市最終処分場において埋立て処分されています。関係市町村において、次期広域最終処分場は日向市域外に建設することが意思決定されていることから、今後は、候補地について関係機関と協議・検討を行いながら選定していき、地元住民との合意形成のための説明会や地権者との交渉、各種調査業務など整備に向けた事務を進めることとなります。

○関係市町村の最終処分量の推移 （単位：t）

年度 区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
日向市	2,192	2,016	1,917	2,190	2,136
門川町	716	665	645	726	661
美郷町	144	125	123	145	131
諸塚村	39	35	25	35	29
椎葉村	59	51	48	58	48
合計	3,150	2,892	2,758	3,154	3,005

【施策の展開】

（1）管理型最終処分場の整備

関係市町村と連携し、ごみの減量化、資源化を推進することにより、日向市最終処分場における埋立て量を削減し、施設の延命化を図りつつ、埋立て終了年を考慮しながら、次期広域最終処分場の施設整備計画を進めていきます。

（2）情報の公開

圏域内のごみ排出量や処理の現状、一般廃棄物最終処分場の必要性、次期広域最終処分場整備事業の進捗状況等について、圏域住民はもとより広く情報を公開します。

（3）関係機関との連携

次期広域最終処分場候補地について、関係市町村及び関係機関と緊密に協議を行いな

がら、地元住民との合意形成については、候補地となる自治体と連携し住民説明会等を実施します。

また、広域最終処分場建設推進協議会等において事業の進捗状況等を報告し、情報の共有化を図るとともに、将来必要となる財源等については県の関係部署と協議を行い、円滑な事業の推進に努めます。

なお、課題でありました一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務への日向市の加入時期については、協議の結果、建設候補地の地元の基本同意に達した後、加入の手続きを進めていく方針となりました。

4 火葬場の設置、管理及び運営に関すること

【経緯】

東郷霊苑は、日向市、門川町及び旧東郷町が昭和 53（1978）年 10 月に共同設置し、日向市への事務委託により管理・運営を開始、平成 13（2001）年 4 月 1 日からは広域連合が運営主体として事務を承継しました。

旧斎場の老朽化に伴い、現在の斎場を平成 14（2002）年度から 16（2004）年度にかけて建設し、平成 17（2005）年 3 月に完成、同年 4 月 1 日に管理業務を民間に委託して供用を開始しました。

平成 25（2013）年度からは、管内の葬祭事業者及び関係市町村担当者合同会議を開催し、事業の進捗や斎場の運営状況等について情報の共有化を図るとともに、斎場利用者の更なる利便性の向上を図るため協議・検討を行っています。

また、安全で適切な管理運営が求められる施設であるため、平成 22（2010）年度に「日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画（計画期間：平成 23（2011）～27（2015）年度）」を策定しました。圏域住民へのサービス向上と施設の適正管理と効率化、並びに地球温暖化防止対策を積極的に推進するため、平成 27（2015）年度に続き令和 2（2020）年度に計画の見直しを行い、「第 3 向日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画（計画期間：令和 3（2021）～7（2025）年度）」（以下「中期計画」という。）を策定しました。

これまで、地域の環境保全と設備機器の適正な保守管理に努めながら、利用者に対して丁寧なサービスを提供するとともに、事業の進捗や運営データなど、業務運営にかかる各種情報等については広く公開し、開かれた行政運営に努めてきました。

【現状と課題】

東郷霊苑は、圏域唯一の火葬場として、人生終焉の場であるとともに遺された者にとって心のけじめをつける厳粛な施設です。また、公衆衛生上の重要な施設としての役割を担っており、安定した施設の維持管理に努めています。

しかしながら、供用開始から15年以上が経過し、設備等に経年劣化による老朽化が見られることから、令和2（2020）～3（2021）年度に耐用年数が15年の機器・設備等を対象とする基幹整備工事を計画しています。また、その他の機器・設備についても、専門業者による点検等を実施しながら、利用者の利便性の向上と安定した火葬が執行できるよう、機器等の状態を正確に把握し、中期計画に基づきながら年次的に整備する必要があります。

○火葬件数の推移

（単位：件）

年度 区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
日向市	655	689	769	706	739
門川町	245	243	257	248	213
美郷町	113	135	151	134	116
諸塚村	27	31	33	36	31
椎葉村	28	21	36	31	37
圏域外	29	30	29	28	29
合計	1,097	1,149	1,275	1,183	1,165

○施設の概要

所在地 日向市東郷町山陰丙 619 番地
 供用開始 平成17（2005）年4月
 火葬炉数 大型炉5基及び小型炉1基

【施策の展開】

(1) 安全で安定した施設の管理・運営

専門業者による点検や東郷霊苑運転管理業務の受託者との連絡会議を定期的に行い、設備や機器の状態を正確に把握し適正な施設管理に努めます。

また、供用開始から15年以上が経過した各設備等について、中期計画に基づき、計画的な維持補修工事を行います。

(2) 住民サービスの向上と経営の効率化

多様化する住民ニーズを的確に把握し、丁寧なサービスを提供するとともに、利用者の更なる利便性の向上を図るため霊苑の環境改善に努めます。

また、効率的な経営が図られるよう関係機関との連携を強化するとともに、計画に基づいた適正な施設の維持管理に努めます。

(3) 情報の公開

東郷霊苑の運営状況や施設・設備の整備状況等について、広く情報を公開し、開かれた行政運営に努めます。

(4) 関係機関との連携

葬祭事業者及び関係市町村担当者合同会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、関係市町村における圏域住民の事務手続きの効率化を図るため、関係機関の協力体制の強化に努めます。

(5) 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルスに関する対策については、令和2（2020）年度に作成した「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時におけるごみ処理施設及び斎場施設運営管理事業継続計画」に基づき、適切に対応していきます。

また、国・県からの情報を把握しながら、適宜見直しを行います。

資料編

○地方自治法（抜粋）

第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む。)その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

○日向東臼杵広域連合規約（抜粋）

第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。

- (1) 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。
- (2) 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (3) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。

○日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会設置規程

第1条 日向東臼杵広域連合規約（平成26年度宮崎県シレイ21950-2333。以下「規約」という。）第5条に規定する広域計画（以下「広域計画」という。）の策定等を行うため、日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広域計画の策定に関すること。
- (2) 規約の変更に関すること。
- (3) その他日向東臼杵広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関し必要な事項。

第3条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

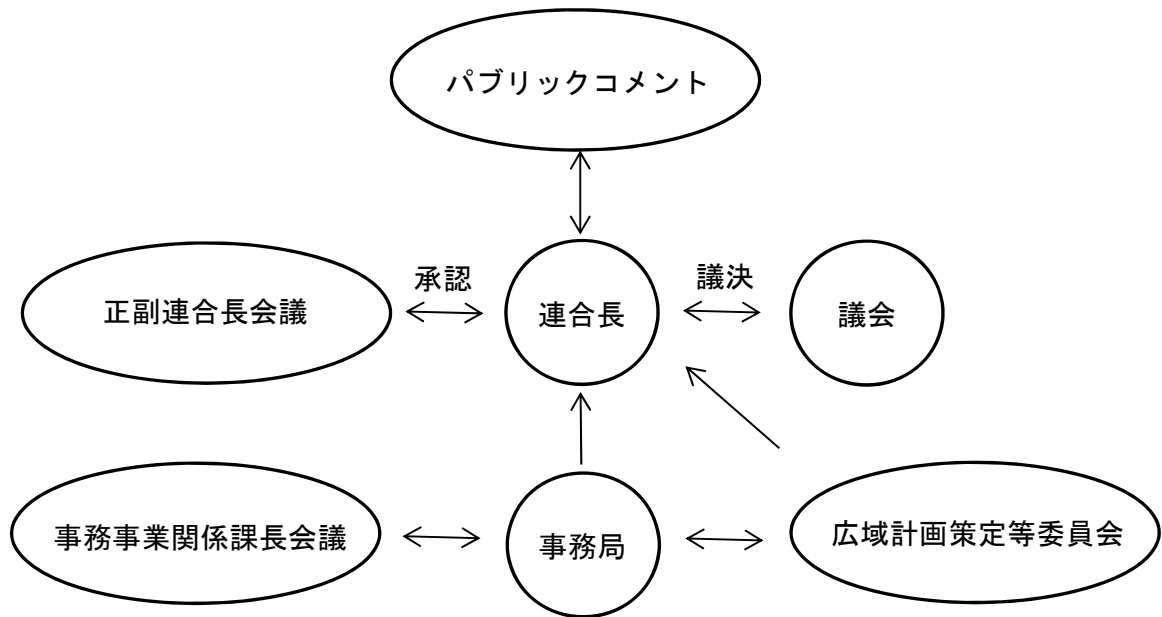
第6条 委員会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第3条関係）

日向市環境政策課長
日向市市民課長
門川町環境水道課長
美郷町町民生活課長
諸塚村住民福祉課長
椎葉村税務住民課長
日向市総合政策課長
日向市総務課長
日向市財政課長
日向市職員課長

○策定体制



○策定経過

年月日	事項
令和2（2020）年 5月25日	令和2（2020）年度第1回事務事業関係課長会議
6月23日	令和2（2020）年度第1回正副連合長会議
8月19日	令和2（2020）年度第2回事務事業関係課長会議
10月7日	令和2（2020）年度第2回広域計画策定等委員会
11月18日	令和2（2020）年度第3回広域計画策定等委員会
12月7～25日	パブリックコメント
令和3（2021）年 1月15日	令和2（2020）年度第3回正副連合長会議
2月8日	令和3（2021）年第1回広域連合議会定例会

○広域計画策定等委員会委員名簿

委員会役職	氏 名	役 職
会 長	黒木 秀樹	広域連合 副長
委 員	鈴木 道雄	日向市 環境政策課長
委 員	石谷 英俊	日向市 市民課長
委 員	甲斐 正修	門川町 環境水道課長
委 員	日高 隆一	美郷町 町民生活課長
委 員	甲斐 光治	諸塚村 住民福祉課長
委 員	椎葉 隆文	椎葉村 税務住民課長
委 員	濱田 卓己	日向市 総合政策課長
委 員	福永 鉄治	日向市 総務課長
委 員	長山 尚広	日向市 財政課長
委 員	中野 格	日向市 職員課長



日向東臼杵広域連合

第5次日向東臼杵広域連合広域計画

編集：日向東臼杵広域連合事務局

〒883-0034 宮崎県日向市大字富高 2192 番地

電話：(0982) 53-3401 FAX：(0982) 52-7889

E-mail：rengo@hyugacity.jp
